

名古屋大学 法政国際 教育協力研究 センター

C
A
L
E
Center for
Asian
Legal
Exchange



464-8601 名古屋市千種区不老町
電話 : 052-789-2325/4263 FAX : 052-789-4902
E-mail : cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp
(CALE) <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp>
(日本法教育研究センター) <http://cjl.law.nagoya-u.ac.jp>

アジア法整備支援事業

アジア法整備支援とは

法整備支援とは、発展途上国や社会主義経済体制から市場経済体制へ移行しようとする国において、公正な市場経済、法の支配、人権、民主主義を実現するための法整備への努力に協力する取り組みです。その活動は次のようなものです。

- 法令の起草や司法制度の整備への協力
- 法令・判例情報の整備やアクセス改善など法的インフラ整備への協力
- 法曹人材育成への協力

名古屋大学大学院法学研究科は、1998年から法整備支援事業を開始しました。2000年には、法学部創立50周年記念事業の一環として、各界からの募金をもとに「アジア法政情報交流センター」を設立し、2002年、同センターを「法政国際教育協力研究センター(CALE)」に改組しました。同センターは、法整備支援研究・事業に専門的に取り組むセンターとして、日本の法整備支援事業において重要な役割を果たしています。

CALEが果たす5つの役割

1. アジア諸国の法・政治に関する基本資料・情報の収集・発信

「法・判例情報コーナー」の設置、アジア諸国法・法整備支援事業に関する研究成果の発信

2. アジア諸国の法・政治に関する理論的研究推進のコーディネーター

研究会・シンポジウム・国際会議等の開催、研究資料の出版、法整備支援事業の理論的・学術的基礎の提供

3. アジア法整備支援事業の国内的・国際的センター

法整備支援事業の理論研究および現地調査のコーディネート

4. アジア諸国を中心とした人的ネットワーク・センター

大学・政府機関・法律専門家等との人的ネットワークの発展・拡大、海外の研究者のCALE客員研究員としての受入

5. 留学生の受入れおよび法律家の育成

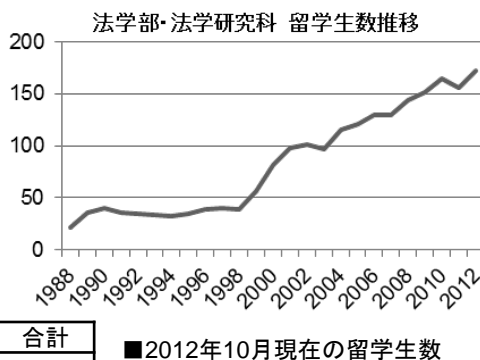
アジア諸国からの留学生の受入による法律家育成



法整備支援事業による諸外国への貢献

名古屋大学大学院法学研究科は、1999年からアジアの体制移行国より数多くの留学生を受け入れ、約200名の人材を卒業生として輩出しています。すでに帰国した留学生は、ベトナム司法副大臣等、司法省・裁判所などの機関で活躍しています。

国名	中国	韓国	台湾	ウズベキスタン	カンボジア	ベトナム		
人数	49	10	8	29	20	14		
国名	モンゴル	ラオス	ミャンマー	その他アジア	欧米	その他	合計	
人数	4	9	7	6	17	1	174	



アジアに展開する8つの海外拠点

日本語による日本法教育～日本法教育研究センター～

従来型

名古屋大学は、市場経済移行途上にある海外4ヶ国に「**日本法教育研究センター**」を開設し、その国で法学を専攻する学生に対して、**日本語による日本法教育**を行っています。設置各国では、**日本政府による法整備支援**が進められており、日本語・日本法の十分な知識と理解を持つ専門家が求められています。また、**各国の法情報研究の拠点**としても機能することをめざしています。

▼Step 1 日本語教育

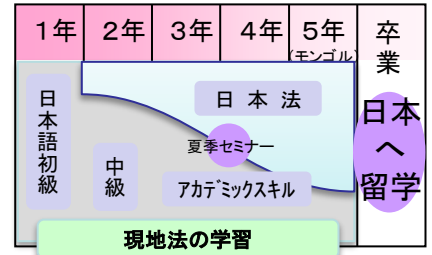
現地の大学に在籍する優秀な学生20名を選抜し、現地に派遣された日本人講師や現地採用の講師が4年間(モンゴルのみ5年間)日本語教育を実施。大学院進学後の研究活動に備え、**アカデミックスキル**の養成も行う。

▼Step 2 日本法入門

2年生の時点で日本法の基礎知識となる**日本史・公民**を学び、3年生以上の学生に対して、日本語による日本法講義を開講。**日本法概論**等の基礎科目および主要な**実定法科目**の概論を学習。常駐する日本法講師による教育に加え、日本から派遣する講師による**現地スクーリング**、**日本での短期夏季セミナー**も実施。

▼Step 3 名古屋大学への留学

優秀な卒業生を名古屋大学大学院法学研究科へ受け入れ、研究者・高度専門人材を育成。



タシケント国立法科大学 日本法教育研究センター



モンゴル国立大学法学部 日本法教育研究センター



カンボジア王立法経大学 日本法教育研究センター



ハノイ法科大学 日本法教育研究センター



ホーチミン市法科大学 日本法教育研究センター



各国センターは、**文部科学省(日本)**の助成により運営をしています。しかし、ホーチミン市法科大学内のセンターのみ、学生から授業料を徴収し、**自主財源**でセンターを運営しています。

今後、各国センターも、自主的にセンターが運営できるよう、**現地化**を実施していく予定です。

アジア法研究拠点～各国・日本法律研究センターの設立～

新規

アジアの新興国が大きな市場として注目されており、名古屋大学は、これまで学術交流を行ってきた**ミャンマー、ラオス、インドネシア**に「**各国・日本法律研究センター**」を開設します。新たな3センターは、従来型の日本語による日本法教育は実施せず、英語または現地語により**日本法情報を発信**し、そして**各国の法情報発信拠点**として機能します。

▼日本法情報の発信

センターでは、日本法に関する文献を所蔵し、**日本人法律専門家を常駐**させ、現地大学教員および学生に対する**英語・現地語による日本法情報の発信拠点**としての役割を担う。また、日本から大学教員・実務家を派遣し、セミナーや集中講義を開催する。そして、名古屋大学留学前の**事前研修・卒業生のリフレッシュ教育**も実施。

▼各国法情報の発信

日本では入手困難な各国の**法制度、法運用**などに関する情報を現地法律家の協力を得ながら収集し、名古屋大学における**アジア法研究の現地拠点**としての役割を果たす。

▼名古屋大学全学の拠点

名古屋大学と各国との**共同研究の拠点**として活用し、コーディネートを行う。また、名古屋大学は**アジア人材の育成**に力を入れており、**留学生受入のリクルート活動**や、**日本人学生のインターンシップ派遣**に関するコーディネートを行う。そして、各地に設置された**名古屋大学全学同窓会支部**の拠点としても活用するなど、**名古屋大学の多彩な活動拠点**としての役割を担う。

ヤンゴン大学 ミャンマー・日本法律研究センター



ラオス国立大学 ラオス・日本法律研究センター



ガジャマダ大学 インドネシア・日本法律研究センター





464-8601 名古屋市千種区不老町
電話：052-789-2325/4263 FAX：052-789-4902
E-mail：cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp
(CALE) <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp>
(日本法教育研究センター) <http://cjl.law.nagoya-u.ac.jp>